

議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	令和 6 年 12 月 10 日
開 会 時 刻	午後 3 時 21 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 29 分
出 席 委 員 名	◎藤原清史 ○吉井詩子 大西要一 宮崎 誠
	久保 真 上村和生 楠木宏彦 野崎隆太
	福井輝夫
	浜口和久 議長 辻 孝記 副議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	大西要一 宮崎 誠
担 当 書 記	奥野進司
審 査 案 件	1 正副委員長の互選について
	2 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
説 明 員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

会議の概要

浜口議長、臨時委員長に最年長委員の福井委員を紹介、福井臨時委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入った。

始めに、「正副委員長の互選について」を議題とし、委員長の選出方法について諮ったところ、「委員長指名」との声があり、福井臨時委員長が藤原委員を指名、諮ったところ異議なく、藤原委員を委員長の当選者と決定した。

藤原委員長就任挨拶の後、副委員長の選出方法について諮ったところ、「委員長指名」との声があり、藤原委員長が吉井委員を指名、諮ったところ異議なく、吉井委員を副委員長の当選者と決定した。

吉井副委員長就任挨拶の後、会議録署名者に大西委員、宮崎委員を指名した。

次に、「伊勢市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり説明の後、発言もなく、議会事務局の説明のとおり12月定例会最終日に議会運営委員会提出議案として提案することを決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和6年12月10日

臨時委員長

委員長

委員

委員

【伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について】

それでは、「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

これは、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が改正され、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることとなったことに伴いまして、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例においても同様に改正しようとするもので、この12月定例会で審議を予定しているものであります。

資料1の2ページ、新旧対照表をお願いします。

改正箇所ですが、2ページ中段以降にあります罰則の規定の第53条、54条、55条の規定にあります「懲役」を「拘禁刑」に改めております。

次に、1ページをお願いいたします。

附則ですが、第1項には、法律の施行日にあわせ令和7年6月1日から施行すること、また、第3項では、本条例の施行後にした行為に対して、つまり、令和7年6月1日以降にした行為に対して、ほかの条例において、改正前、あるいは廃止前の条例が適用され、その行為に対する罰則に改正前の刑法に規定する「懲役」、「禁錮」が含まれる場合、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする「有期拘禁刑」と扱う旨、定めております。

改正内容についての説明は以上ですが、今回お示ししています「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正案」につきましては、前任期の議会運営委員会において協議を行い、本改正案を決定し、令和6年6月26日に検察庁への協議を終えているものであります。今回、議会運営委員会の委員構成が変更となりましたので、説明させていただきました。

今回、本委員会で御了承いただきましたら、12月定例会最終日に、議会運営委員会提出議案として提案いただきたいと思いますと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御協議いただきますようお願いいたします。